

(表面)

12cm

野田市環境保全条例第53条第1項の規定による		第	号
立 入 検 査 証			
所 属 職・氏名			
写 真	年 月 日 生		
	年 月 日 発行		
野田市長			印

8cm

(裏面)

野田市環境保全条例(抜すい)
(立入検査)
第53条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員にばい煙等を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる工場等に立ち入り、帳簿類若しくはばい煙を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる、施設その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
(4) 第53条第1項の振動又は悪臭に係る部分の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。
第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
(4) 第53条の騒音に係る部分の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。